

国民保護業務計画

下津井電鉄株式会社

国民保護業務計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、自社の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態という。（以下に同じ））における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対策事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本方針（平成17年3月25日閣議決定）、岡山県国民保護計画及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

1. 国民に対する情報提供

自社ホームページ等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供しよう努めるものとする。

2. 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

3. 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法については、国及び岡山県等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

4. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うものとし、また特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

5. 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国及び岡山県等の協力を得つつ、自社社員のほか、自社が実施する国民保護措置に従事する者の安全確保に十分配慮するものとする。

6. 対策本部長の総合調整等

岡山県知事により避難住民の運送等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備

1. 国民保護対策本部の設置

業務に係る国民保護措置及び緊急対策保護措置に関する事務について、社内の連絡及び調整を図るための常設の連絡調整組織として、本社に国民保護対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置するものとする。

2. 情報連絡体制の整備

（1）情報収集及び連絡体制の整備

自社が管理する施設の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手段等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

（2）通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ正確な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係社員の緊急参集について、あらかじめ必要な事項を定め、周知するものとする。

4. 特殊標章等の適切な管理

岡山県知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ岡山県知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、岡山県知事に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行うものとする。

第2節 警報、緊急通報又は避難の指示等の伝達体制の整備

岡山県知事から警報、緊急通報又は避難指示の通知を受けた場合、社内等における

警報等の伝達先、連絡方法、連絡手段など必要な事項を定めるものとする。

第3節 管理する施設に関する備え

自社が管理する施設が岡山県知事より避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な整備に努めるものとする。

第4節 訓練の実施

平素より的確な国民保護措置の実施が可能となるよう社内における訓練の実施に努めるとともに、国又は岡山県等が実施する国民保護措置について訓練へ参加するよう努めるものとする。

第5節 備蓄

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、出来る範囲で防災のための備蓄の品目、備蓄場所、物資及び資材及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 活動体制の確立

1. 武力攻撃事態等対策本部への対応

岡山県知事から政府対策本部、国土交通省武力攻撃事態等対策本部又は岡山県国民保護対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて社内等に迅速にその旨を周知するものとする。

2. 本社対策本部の運用等

岡山県国民保護対策本部が設置された場合には、本社対策本部を適用する。

3. 情報収集及び報告

(1) 情報収集及び報告

自社が管理する施設の被災の状況、国民保護措置の実施状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、本社対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じて岡山県知事に報告するものとする。

(2) 通信体制の確保

国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のための必要な措置を講ずるものとする。また、直ちに岡山県等に支障の状況を連絡する。

4. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係社員の緊急参集を行うものとする。

第2節 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、岡山県知事の許可に基づき適切に使用するものとする。

第3節 警報の伝達

岡山県知事より警報の通知を受けた場合には、別に定めるところにより社内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、施設利用者への伝達に努めるものとする。また、警報解除の指示があった場合についても同様とする。

第4節 緊急通報の伝達

岡山県知事より緊急通報の通知を受けた場合には、警報の伝達方法に準じて緊急通報の伝達を行う。

第5節 避難・救護に関する措置

1. 避難の指示の通知及び伝達

岡山県知事から避難の指示の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、社内における迅速かつ確実な伝達を行うものとする。また、避難解除の指示があった場合についても同様とする。

2. 避難住民の運送に向けた備え

岡山県により避難の指示が行われる場合には、岡山県と緊密に連絡を行い、必要に応じて岡山県知事及び県内市町村長により避難住民の運送の求めが行われることに備え、輸送力の確保など避難住民の運送の実施に必要な体制を整えるものとする。

3. 避難・救援に対する支援

自社が管理する施設であって、あらかじめ岡山県知事より避難施設として認定されたものに避難住民の受け入れを行う場合には、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 関係施設の適切な管理及び安全確保

自社が管理する施設について、施設利用者や旅客の誘導が必要になった場合は、的確かつ迅速な判断により災害や事故への対応に準じて、適切な誘導に務めるものとする。

第7節 運送の確保

1. 避難住民の運送

岡山県知事又は県内市町村長より避難住民の運送の求めがあった場合には、資機材の故障等により当該運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、運送を的確かつ迅速に行うものとする。

2. 運送の維持

運送に必要な自社施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客及び貨物を適切に運用するために必要な措置を講ずるものとする。

第8節 安否情報の収集

地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑にできるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

第4章 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合、自社が管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに管理施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。

本社対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を岡山県知事に報告するものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章までの定めに従って行うこととする。

第6章 計画の適切な見直し

会社は、本計画の内容について適時検討を加え、必要があると認めるときは自主的にこれを変更するものとする。またその時は、軽微な変更である場合を除き、岡山県知事に報告すると共に、自社ホームページ等においても公表を行うものとする。